

社会保険労務士

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話番号：045-716-6080

e-mail : info@sakura-management.net

ハローワークの新しい求人サービス機能について

◆9月21日より新機能追加

オンラインで求人や採用の手続きが進められるハローワークインターネットサービスに、次の新機能が追加されます。

- オンラインハローワーク紹介
- オンライン自主応募

◆オンラインハローワーク紹介とは

ハローワークが求職者と求人者の適合性を判断した、マッチングしそうな求人の紹介を受けられるようになります。

ハローワークが送った求人に求職者が応募すると、求人者マイページに応募通知が届きます。そして、応募者の応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考を行うことができます。選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務が不要になり、応募書類の管

理や採否入力の効率化を図ることができるようになります。

◆オンライン自主応募とは

ハローワークインターネットサービスに掲載されている求人に対して、求職者が求人者マイページを通じて直接応募できるようになります（この応募者は、上記のようにハローワークによる求職者と求人の適性の確認を経ていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります）。また、オンライン自主応募での採用は、ハローワーク等の職業紹介を要件とする特定求職者雇用開発助成金等は対象とはならないとされています。

応募があると、求人者マイページに通知が届きますが、ハローワークからの連絡はありませんので、求人者マイページを定期的に確認する必要があります。オンライン上で応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考を行う

ことができ、選考結果の通知や管理もできる点は、オンラインハローワーク紹介と同様です。

【厚生労働省「2021年9月21日からハローワークインターネットサービスの機能がより便利になります！」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html

すべての人に正しく情報を伝える「カラーユニバーサルデザイン」

◆「カラーユニバーサルデザイン」とは

「カラーユニバーサルデザイン」とは、「多様な色覚に配慮して、情報がなるべくすべての人に正確に伝わるよう、利用者の視点に立ってデザインすること」をいいます（東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン）。たとえば色覚に異常のある人や、緑内障など網膜の疾患を持つ人、白内障の人などは、色が見分けにくいために

配色によっては色を用いた情報が適切に得られないこともあります。カラー刷りのチラシや案内、ホームページなどで発信しているその情報、わかりやすく正しく伝えることができていますか？

◆「色を用いた情報」を正しく伝える大切さ

日本眼科学会によると、日本人の場合、男性の20人に1人、女性の500人に1人が色覚に異常があります。塗装・印刷・コンピューター技術の発展によって、従来白黒表示だったものが急速にカラー化する中で、色を用いた情報を正しく伝えることのニーズは高まっているといえ、すべてのユーザーが平等に情報を得られるよう配慮したデザインを心がける必要があるといえます。

◆既存媒体の確認から始めましょう

カラーユニバーサルデザインに向けた取組みの第一歩として、まずは、既存の情報提供媒体をチェックしてみましょう。簡易な方法として、白黒でコピー・印刷してみて、情報がきちんと読み取れるか確認することでも十分です。各色覚タイプによってどのように見えるのか、チェックできるツールも印刷物・Webともにありますので、これらも活用してみるとよいでしょう。そして問題が見つかったら、補完作業を行い

ます。

ほんの少しの取組みで、情報の発信力は大きく変わります。すべての人にわかりやすい情報提供をするための、工夫や配慮を考えてみませんか。

10月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

11月1日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 <第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険料の納付 <延納第2期分> [郵便局または銀行]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所より一言～